

令和3年度 事業計画書

1. 理念と方針

基本理念に基づき、利用者の意向や希望を尊重しながら、安全で快適に利用できるよう配慮したサービスの提供に努める。また、そのようなサービスを提供できる職員の育成にも努め、これらを具体的にまとめ、事業の基本方針とする。

基本理念

社会福祉の基本原理に則り、支援を必要とする人々が楽しく、喜びを感じ充実した生活を送れるよう共に考え、共に笑顔になれるようなサービスを提供していきます。そのために、健全な法人運営に努め、地域福祉の発展に寄与します。

基本方針

- 1 利用者の生活実態を見極め、研究に取り組み、専門性を高め、利用者それぞれの能力や個性、ニーズに応じた支援ができるようサービスの質の向上に努めます。
- 2 創造性、独自性を発揮した福祉サービスを提供し、魅力ある作業所づくりに努めます。
- 3 法令を遵守し、利用者や地域に対して情報開示や説明責任を果たします。
- 4 法令の改正に伴う基本報酬の改定により、令和3年度は減収が予想されますが、その中にあってもサービスの質が低下しないよう努力します。

2. 法人の事業目標と達成のための具体的取り組み

以下の①から⑤を法人の事業目標とし、達成のため具体的な取り組みの実践を心掛ける。

(1) サービスの質の向上

目標① 利用者の意見を聞く体制と実現への配慮

具体的取り組み

- ・支援員の先入観や価値観ではなく、利用者のニーズを把握して対応することを心掛ける。また、対応自体が特定の個人の為に限定されていないかを考察し、不公平感に配慮する。

目標② 安全で快適な環境づくり

具体的取り組み

- ・常に安全や清潔さ、快適さを考慮した環境づくりに配慮する。
- ・特に新型コロナ感染症に注意し、所内や送迎車内の消毒、除菌に留意する。

令和3年度 事業計画書

- ・利用者本人の感染症防止意識を高める努力をする。

目標③ リスクマネジメント

具体的取り組み

- ・災害や事故時の対応を、マニュアルの整備と訓練により対策する。
非常時対策マニュアルを訓練に反映させる。
- ・強固なクラウドの導入を実施し、利用者や職員の個人情報を守る。

(2) 職員の育成

目標④ 研修への参加

具体的取り組み

- ・法人内外での研修や講習に積極的に参加する。
(オンライン中心で実施)
- ・研修参加時の勤務調整や参加費の援助を行う。

目標⑤ 法人内専門委員会の活性化

具体的取り組み

- ・活発な活動を維持できるよう、資料の購入補助等について考慮する。
- ・委員会レポートの全職員配布を義務付けたので、発表の機会の増加を心掛ける。また、法制度の変更に伴う委員会の活動に注力する。

3. 各事業所における目標と取り組み

基本理念に加えて、運営規程の「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を適切かつ効果的に行うものとする」という記述に基づき、各事業所の目標とその実現のための取り組みを立案する。

作業所名：目標（取り組み）

倉敷作業所：安全安心な通所の実施（利用者ファーストを心掛ける。）

水島作業所：工賃の向上（利用者とともに目標を設定、達成の努力をする。）

児島作業所：作業能力と工賃の向上（作業の達成感創出、新規作業の獲得）

玉島作業所：作業能力と工賃の向上（新規作業での達成感創出と安定性、適正な訓練の継続）

洲崎作業所：工賃の向上と安定、充実感（既存に加え農福連携の実現を目指す。）

相談支援事業所：充実した計画の提供（検討、見直しを重ねるが、契約者の数を減じること目標とする。将来的な閉所を目指す。）

令和3年度 事業計画書

また、各事業所共通の目標として、

- ・今後数年間の内に、全契約者数を100名とする。
- ・苦情の撲滅
- ・個人情報の保護と適正な運用
- ・コンプライアンスを重視しつつ、体制維持のため内部監査を実施する。
- ・絶対に「所内から新型コロナ感染者を出さないこと」を強く考えた運営を心掛ける。

4. 地域における公益的な取り組み

法人の責務となった地域における公益的取組について、職員の理解と発案を募り、積極的な展開を心掛ける。最近数年来、実施はできているが、職員の間にはまだまだ根付いていると言い難い状況なので、啓発する。試験的試みとして、不使用衣服を生活困窮者へ譲渡する仕組みを作る。

5. 研修

- ・管理者会議と研修 毎月
- ・全職員研修 年1～2回
- ・法人内委員会 4委員会を随時開催
- ・新職員研修 採用事業所でのOJT、他事業所で10日間程度本部での座学
- ・法人外研修 随時

6. 行事（主な法人行事。尚、理事会等は要請があれば随時開催する。）

- ・理事会 次年度事業計画・補正予算・次年度予算案・審議事項他（2月）、決算案・審議事項他（5～6月）
- ・監査 理事会、評議員会、会計監査（5月）
- ・評議員会 決算・審議事項他（6月）

総括 以上、実現可能な範囲で最大限の努力をもって、障がい者の生活へ資することができるよう努めたい。

令和3年3月1日